

環境分野の認定NPO法人が増えています

認定を取得すると
助成金・寄付金が
もっと集まる！



便利な認定基準
セルフチェックリスト
付き！



はじめに

NPO法人(特定非営利活動法人)は、多様化・複雑化する社会課題に日々懸命に取り組んでいます。環境分野でも、身近な自然環境の保全活動から国際的な政策提言活動まで、実に様々な団体が専門性・柔軟性を生かし、活躍しています。こうした活動をより一層後押しするため、2012年4月施行の改正NPO法(特定非営利活動促進法)により、認定NPO法人制度が大幅に改正され使いやすくなりました。

本小冊子は認定NPO法人制度をより多くの環境NPOの方々に活用していただくために、制度概要から優遇税制の内容、認定を受けるための基準などを分かりやすくまとめたものです。セルフチェックリストもあり、自団体が認定取得できそうかを確認することもできます。皆様の認定取得にご活用いただき、少しでもお役に立てれば幸いです。ご意見・ご感想をお待ちしております。

本小冊子は、「三井物産環境基金」の助成で、作成・発行しております。また、作成にあたっては環境分野の認定NPO法人をはじめ、多くの団体・個人の方々にご協力・ご支援をいただいております。この場をお借りして心より御礼申し上げます。

2013年9月

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

目 次

はじめに	1
認定NPO法人制度とは?	2
認定NPO法人のメリット	3
認定NPO法人になるための基準	5
認定NPO法人になるルートは3つ	7
計画的に認定を取得しよう	10
認定基準セルフチェックリスト	11
会員制度を工夫しよう	16
積立金の手続きに注意しよう	17
認定NPO法人になったら	18

認定NPO法人制度とは？

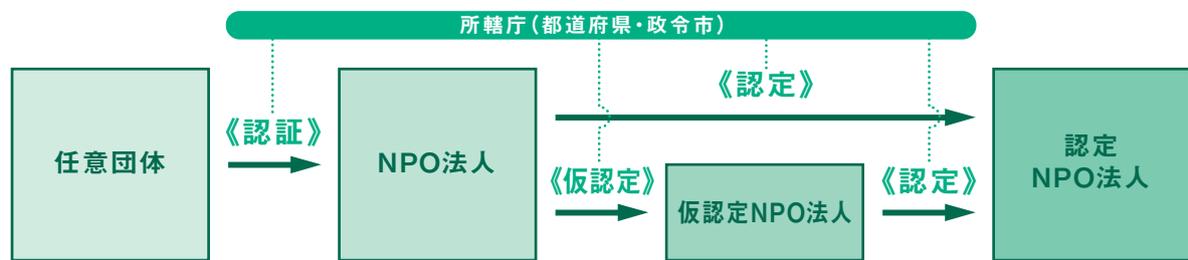
(認定特定非営利活動法人制度)

■ 優遇税制でNPOを支援

認定NPO法人制度とは、<運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する>と、所轄庁(都道府県・政令市)から「認定」を受けた「NPO法人」に、様々な税制優遇で、NPOの活動支援を行う制度です。以前は国税庁が審査機関でしたが、2012年4月からは、認証と同じ所轄庁が担当するようになり、基準も緩和され、認定取得が身近になっています。

【任意団体から認定NPO法人になるまでの流れ】

*《認証》・《仮認定》・《認定》はすべて所轄庁が行います。
《認証》は市町村に権限移譲されている場合もあります。



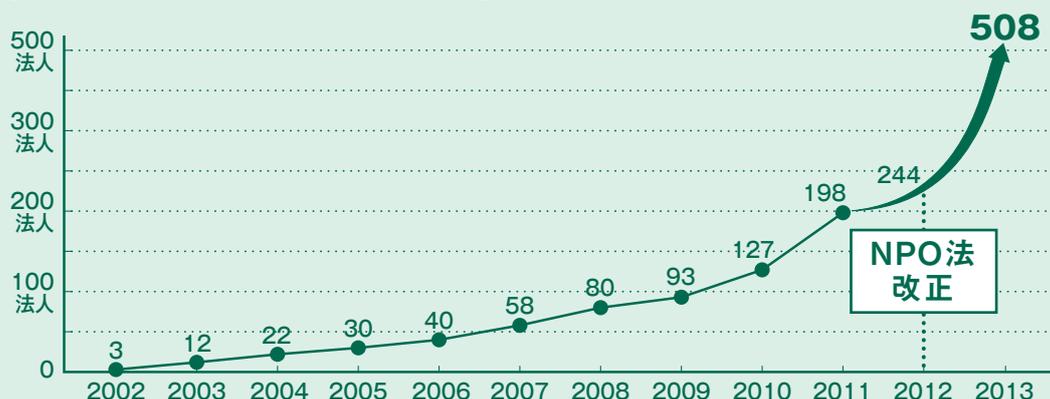
■ 認定NPO法人は、大幅に増加中！

旧制度の国税庁による認定NPO法人は、2013年9月現在で263法人あります。新制度の所轄庁による認定・仮認定NPO法人は、247法人誕生しています(国税庁認定の重複2法人含む)。国税庁認定と所轄庁認定を合わせると、その数は508法人に達しており、NPO法人全体の1%を突破しました！下のグラフの通り、新制度の効果で急増しています。

環境分野でも認定・仮認定NPO法人は、国税庁時代の約2倍に増加しています。地域密着型の団体から全国ネットワーク団体まで幅広い多くの団体が新たに認定取得しています。

【認定・仮認定NPO法人合計数の推移】

(法人数は各年の4月1日現在、2013年は9月6日現在の数値)



認定NPO法人のメリット

認定NPO法人になると、次のようなメリットがあります。
認定NPO法人制度を活用して、団体の活動を発展させましょう。

- 税制優遇されるので、継続的な寄付を集めやすくなる。 **解説**  税制優遇 1~3
- みなし寄付金で法人税が軽減される。 **解説**  税制優遇 4
- 社会的信頼性が向上し、助成金や補助金を獲得しやすくなる。
- 法令遵守の意識が向上し、内部管理が適正に行われる。
- 情報公開が強化され、団体の透明性が増す。

認定NPO法人の
税制優遇

1

個人が認定・仮認定NPO法人に寄付をした場合…

➡ 寄付金控除を受けられます。

寄付者が確定申告をすることによって、税金の還付を受けることができます。

(寄付金額 - 2000円) × 50%※ = 減税

※ 所得税40%、地方税10%、合計最大50%

【寄付金控除のしくみ】

30代会社員の例

年収	420万円
課税対象所得	226万円
所得税率	10%

このNPOに
がんばって
ほしいな…

計5万円を寄付

認定NPO法人
A



仮認定NPO法人
B



“減税”という形で
キャッシュバックされるんだね～!



最大約50%の
税額控除 = 減税

還付

税額控除
2万4,000円

(所得控除だと)
9,300円

国・自治体

確定申告をするとき、寄付金控除額の算出には〈税額控除〉方式と〈所得控除〉方式の、どちらが有利な方を選択できます。

法人が認定・仮認定NPO法人に寄付をした場合…

➡ 損金算入限度額の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

特別損金算入限度額：一般損金算入枠とは別に、認定NPO法人にある特別枠です
 $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$

*2011年11月に成立した税制改正法案により、認定NPO法人向け特別枠が拡充されました。

相続人が認定NPO法人に寄付をした場合…

➡ 寄付をした相続財産が非課税になります。(仮認定は不可)

例えば、1億円の相続財産があった場合、このうちの8,000万円を認定NPO法人に寄付すれば相続税の課税対象額は2,000万円になります。

*上記は金銭の場合です。不動産(土地・建物等)等は扱いが異なり、寄付者に「みなし譲渡所得課税」の可能性がります。遺贈や相続財産の寄付は税制も複雑なので、税理士など専門家に相談しましょう。

認定NPO法人自身が法人税法上の収益事業を行った場合…

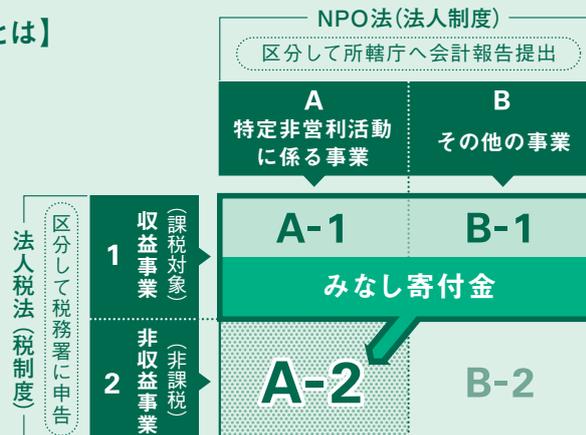
➡ 「法人税の軽減措置」を利用できます。(仮認定は不可)

収益事業から得た利益を本来事業の非収益事業に使用した場合に、この分を寄付金とみなし、一定の範囲で損金に算入できるという制度です。結果として、収益事業にかかる法人税が軽減されます。「みなし寄付金制度」といいます。

*みなし寄付金の控除上限額は所得の50%か200万円のいずれか高い方です。

環境分野のソーシャルビジネスや社会的起業を行う事業型のNPO法人には、メリットの大きな優遇です。

【みなし寄付金とは】



認定NPO法人になるための基準

認定NPO法人になるためには、実績判定期間（初回は原則直前の2事業年度）において、【認定】は認定基準①～⑧すべて、【仮認定】は認定基準②～⑧を満たしている必要があります。また、欠格事由①～⑥のいずれかに該当していると認定・仮認定を受けられません。

認定基準 ① パブリックサポートテスト（PST）をクリアしていること

（次のいずれかを満たしている）

- (1) 実績判定期間において、経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が20%以上です。
- (2) 実績判定期間において、各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が年平均100人以上です。
- (3) 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けています。



気をつけたいポイント ①

申請には「寄付者名簿」が必要です。日頃から作成しておきましょう。寄付者名簿には寄付者の住所・氏名・寄付金額・寄付した日付を記載します。書式や様式については各所轄庁へお問い合わせ下さい。

認定基準 ② 共益的な活動がメインではないこと

（実績判定期間において、総事業費に占める次の活動への支出の割合が合計50%未満）

- (1) 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供等
- (2) 特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動
- (3) 特定の人物や著作物に関する普及啓発等の活動
- (4) 特定の者の意に反した活動

認定基準 ③ 組織運営等が適正であること

- (1) 役員の総数のうち特定の役員及びその親族関係者等の占める割合が1/3以下です。
- (2) 役員の総数のうち、特定の法人の役員や従業員の占める割合が1/3以下です。
* 特定の役員や従業員とは、同じ法人の役員や従業員のことを指します。役員とは理事・監事のことです。



気をつけたいポイント ③-(2)

NPO法人Aは役員5人のうち2人がNPO法人Bの役員と重複しているため、基準を満たすことができません。こうした場合には、役員数を追加する等の措置をとる必要があります。

NPO法人
A



NPO法人
B

- (3) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し、保存しています。
- (4) 各社員の表決権が平等です。
- (5) 支出した金銭について費途が不明なものや、帳簿への虚偽の記載はありません。

認定基準 ④ 事業活動について一定の基準を満たしていること

- (1) 宗教活動および政治活動、特定の政党・候補者等への推薦・支持・反対等を行っていません。
- (2) 役員や社員、職員、寄付者に特別の利益を与えていません。
- (3) 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄付を行っていません。
- (4) 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費÷事業費の総額】の割合が80%以上です。
- (5) 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額÷受入寄付金の総額】の割合が70%以上です。

認定基準 5 情報公開が適切であること

- 認定申請書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合、応じることができます。

認定基準 6 事業報告書等を所轄庁に提出していること

- 毎年度、事業報告書や活動計算書等を所轄庁に提出しています。.....



気をつけたいポイント ⑥

期限内に提出していることも重視されるため、毎年事業年度終了後3か月以内に必ず提出するようにしましょう。

認定基準 7 法令違反等がないこと

- (1) 法令に違反する事実はありません。
(例：法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付している)
- (2) 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はありません。
- (3) その他にも、公益に反する事実はありません。



気をつけたいポイント ⑦-(1)

NPO法の遵守、定款通りの運営、登記や税務など、日々の運営を適正に行っているが重視される基準です。普段からこうした手続きを忘れずに行うことが重要です。

認定基準 8 設立の日から1年を超えていること

- 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間を経過しています。

❗ 欠格事由に注意

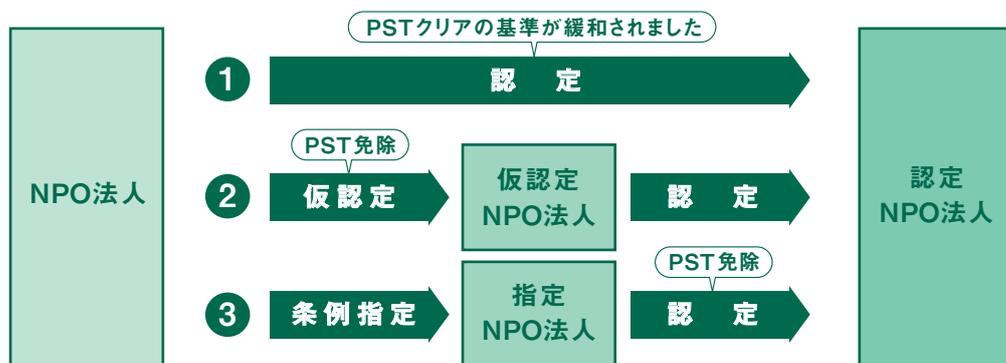
以下の6項目のいずれかに該当する法人は認定・仮認定を受けられません。

- ① • 認定や仮認定の取消し原因に関係した理事で、取消から5年以内の者が役員にいる団体
• 禁錮以上の刑の執行から5年以内の者、NPO法や暴力団対策関連法、国税・地方税関連法で罰金刑を受けて5年以内の者が役員にいる団体
- ② 認定（仮認定）の取消しの日から5年を経過しない。
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している。
- ④ 国税・地方税の滞納処分を課されてから3年以内の団体
- ⑤ 国税・地方税の重加算税を課されてから3年以内の団体
- ⑥ 役員に暴力団の構成員がいる他、暴力団等の統制下にある団体

認定NPO法人になるルートは3つ

新しい制度によって、認定がとりやすくなっています。自分の団体に合ったルートで認定取得を目指しましょう!

【認定NPO法人取得までの3つのルート】



① PSTをクリアして認定NPO法人になる

■ PSTとは?

PST (パブリック・サポート・テスト) では、「寄付」を物差しに幅広く多くの市民から支持を受けている団体かを判定します。まじめに活動を行い、成果を出し、適正に運営されている団体には、市民から多くの寄付が集まります。この「寄付」を「団体への信任・支持」と捉え、多くの市民から寄付を受けているほど公益性の高い団体と判定されるように、PSTは設計されています。

☞ 本パンフレット P.5

認定基準 1

PSTは自分の団体に有利な基準を選べるようになって
いるんだね



すべての認定基準を満たす必要がありますが、PSTについては次のいずれかの基準を選択できます。

相対値基準

経常収入金額のうち、寄付金等収入金額の占める割合が20%以上であること。

または

絶対値基準

3,000円以上の寄付者が年平均100人以上であること。※

※ 個人だけでなく、法人や団体でもOK。見返りのない「賛助会費」等も「寄付」になります。ただし、「正会員費」や役員からの寄付は含まれません。

行政からの補助金収入・委託事業収入
が多くても大丈夫だよ。環境分野に
多い助成金は、大抵寄付扱いOK!



■ 相対値基準

相対値基準は、寄付収入の割合で判定を行うため、事業収入の多い団体ではクリアするのが困難だと思われがちです。しかし、国・自治体からの補助金や委託事業が多くを占める団体は、これらの収入を計算式の分母から差し引けるので、クリアできることが多いです。また、企業や助成財団からの助成金、特に公益社団・財団法人や社会福祉法人、認定NPO法人からの助成金がある団体にもお勧めです。

☞ 本パンフレット P.5
認定基準 1-(1)

☞ 下記【原則型の計算式】
参照



PST相対値基準の計算式は、4種類の中から有利なものを選べます。

*〈小規模法人の特例〉の詳細と、それぞれの計算式は所轄庁の手引きをご確認下さい。



【原則型の計算式】 総収入額から行政からの補助金や委託の収入などを引けるから、20%を満たしやすくなる。

$$\frac{\text{寄付金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} = \frac{(\text{受入寄付金総額} - \text{基準限度超過額} - \text{少額・匿名寄付金}) + \text{社員の会費}}{\text{総収入額} - \text{国等からの補助金等} \cdot \text{委託事業の対価} - \text{少額・匿名寄付金等}} \geq 20\%$$

■ 絶対値基準

事業収入の多い団体では相対値基準を満たせないことも多く、これを救済するために新たに絶対値基準が設けられました。

☞ 本パンフレット P.5
認定基準 1-(2)



「3,000円×100人」ってどう数えるの？

「年3,000円以上の寄付者が、“年平均”100人以上」で適用されますので、次のようなケースでもPSTをクリアすることができます。



ケース①
2年度目にたくさん寄付者が集まったケース
→ (30人 + 170人) ÷ 2 = 100人 **クリア!**

ケース②
設立して間もないケース
(例：1年度目を6か月経過した時点で設立した場合)
→ (0人 + 150人) × 12 ÷ 18 = 100人 **クリア!**

② PST免除で仮認定→PSTをクリアして認定NPO法人になる

PST以外の認定基準を満たしている場合は、PST免除で申請できる「仮認定制度」を活用しましょう。「仮認定」を取得したら税制優遇を利用して寄付を集め、「認定」取得にチャレンジしましょう。

❗ 仮認定は1回限り！実績判定期間が2事業年度必要です。

認定

有効期間は認定の日から5年間。すべてのNPO法人が申請可能です。ただし、設立後1年を超えており、初回認定は実績判定期間が2事業年度必要です。

仮認定

有効期間は仮認定の日から3年間、適用は1回限りです。設立後5年以内のNPO法人が申請可能です。ただし、2015年3月31日までは設立後5年を超えたNPO法人も申請できます。認定と同様に、設立後1年を超えており、実績判定期間が2事業年度必要です。

③ 指定NPO法人→PST免除で認定NPO法人になる

地域に根差した活動を行っているNPO法人は、自治体による指定NPO法人制度を活用することができます。指定NPO法人は都道府県・市町村の条例で「個別指定」される必要があり、制度の有無や指定の条件は各自治体で異なります。

👉 本パンフレット P.5
認定基準 1-(3)



「認定」「仮認定」「指定」はどんな違いがあるの？

それぞれ、満たすべき認定基準(5,6ページ参照)や有効期限、更新等が異なるので注意しましょう。

	認定	仮認定	指定
基準	すべて満たしていること	PSTが免除される	各自治体によって異なる (指定→認定になる場合はPSTが免除される)
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間	各自治体によって異なる
申請できる法人	すべてのNPO法人 (設立後1年を超え、2事業年度を終えていること)	設立後5年以内の法人 *2015年3月31日までに申請すれば、5年以上経過している法人も申請可能	各自治体によって異なる
税制優遇 <small>詳細は本パンフレット3,4ページを参照</small>	3,4ページ 1～4 すべて	3,4ページ 1 2	3ページ 1 の地方税のみ ※
更新	5年毎に更新	なし	各自治体によって異なる
申請先	所轄庁	所轄庁	条例を定めている都道府県・市町村

※ 指定NPO法人の税制優遇は【地方税】のみ。控除される割合は、県指定が4%、市町村指定が6%

❗ 認定制度は更新制です！

認定を一度取得した後も、5年毎に更新します。初回の実績判定期間は2事業年度ですが、更新の際には5事業年度必要です。〔実績判定期間〕についてはP.10を参照

計画的に認定を取得しよう

認定取得時の大きな問題となっている、申請時の事務負担を軽減するために、まず認定取得までの計画を立てましょう。審査期間など不確定要素もありますが、ある程度予測しておくことで、認定取得もその後の運営実務も無理なく行えます。

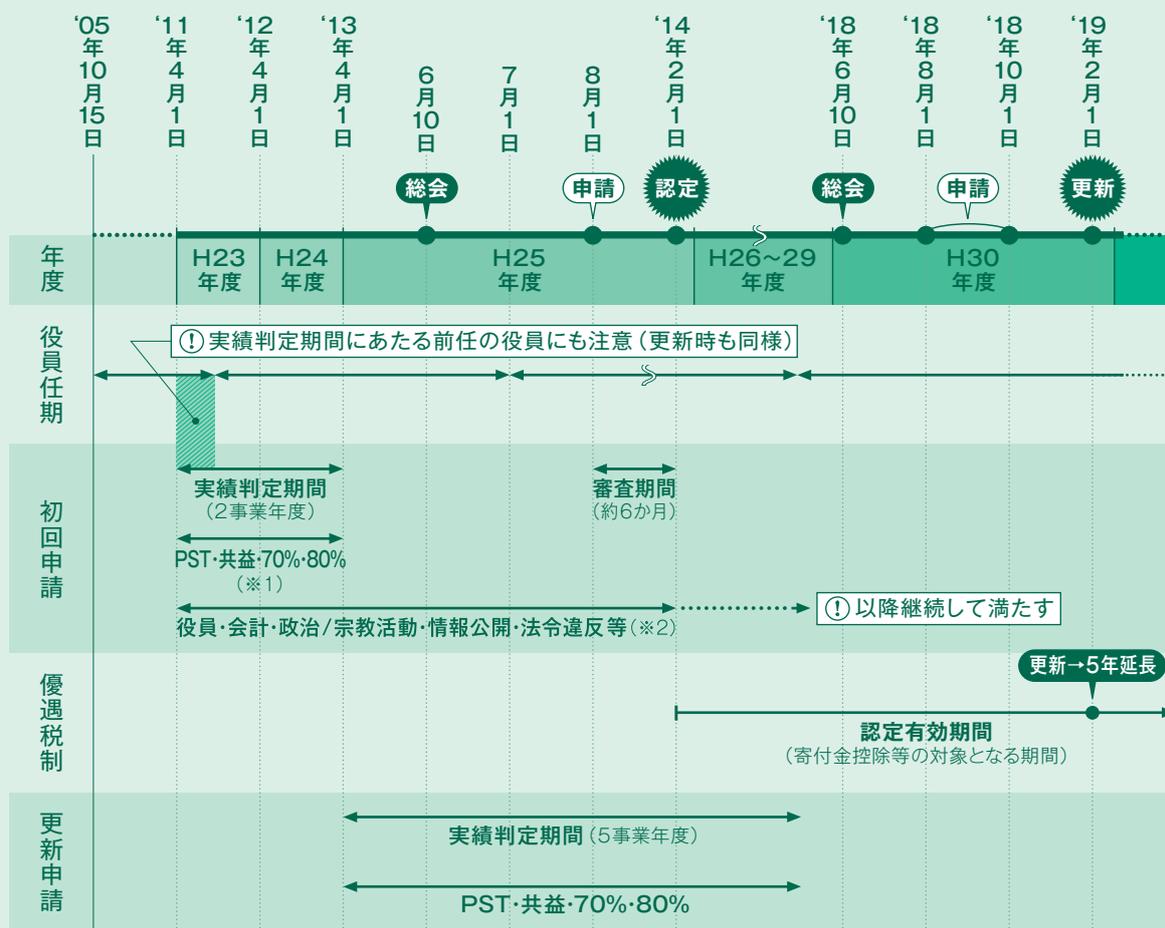
実績判定期間とは？

認定NPO法人は過去の実績で審査されます。「実績判定期間」と呼ばれる過去の事業年度単位で認定・仮認定の基準を満たす必要があります。初回申請の場合は直近2事業年度が実績判定期間で、更新の際は5事業年度です。

【平成25年度中に認定申請する団体のモデルスケジュール】

* 団体のプロフィール

〈事業年度〉4月1日～3月31日 / 〈役員任期〉7月1日～2年間 / 〈設立年月日〉2005年10月15日設立



※1 PST・共益・70%・80%基準は実績判定期間内の平均値で判定します。

※2 役員・会計・政治/宗教活動・情報公開・法令違反等は、初回の実績判定期間以降、継続して満たす必要があります。

☞ 本パンフレット P.5
認定基準 1・2・4-(4),(5)

☞ 本パンフレット P.5
認定基準 3-(1),(2),(4)・4-(1)・5・6・7

! 実績判定期間で審査される基準と、申請までの期間を含めて審査される基準があります。申請の際には注意しましょう。

認定基準セルフチェックリスト

認定基準 (P.5～6) をクリアできるか、皆さんご自身で以下70項目をセルフチェックしてみましょう!



申請資格 ▶ 認定基準 8 設立の日から1年を超えていること

まずは、認定・仮認定の申請資格があるかどうか、確認してみましょう。



1	認定・仮認定申請予定日の時点で、設立日から1年を超え、2事業年度が終了していますか? <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
実績判定期間として使うのは? (直近2事業年度) ▶ _____ 年度と _____ 年度	
2	仮認定の場合、申請資格はありますか? 過去に認定・仮認定を受けたことはなく、設立後5年以内の団体です (2015年3月申請分までは設立後5年超でもOK)。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



認定と仮認定でチェックする項目が変わります

申請資格をクリアしたら、具体的な基準のチェックを始めましょう。

PSTをクリアして認定NPO法人になるルートは ▶▶▶ 認定基準 1 のチェックから

PST免除で仮認定NPO法人になるルートは ▶▶▶ 認定基準 2 のチェックから

認定基準 1 パブリックサポートテスト (PST) をクリアしていること

PSTでは、まず相対値・絶対値基準共通の注意点をチェックして、各基準の確認をします。
相対値・絶対値・条例個別指定は自団体の好きなものを選択できます。

■ 寄付者カウント・寄付者名簿



3	寄付扱いする収入や寄付者のカウントは適正ですか? 「任意性がないもの」と「対価性があるもの」は寄付扱いできません。セミナー割引や商品プレゼントのある寄付者や会員は除外しました。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	寄付扱いできる収入 (収益) の洗い出しはできていますか? 会費や助成金、事業収入の中に紛れ込んでいるものはないことを確認しました。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	本当に寄付扱いできる会費ですか? 賛助会費などを寄付扱いした場合、定款上で総会議決権は無く、会員割引や有料会報の送付などが無いことを確認しました。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	助成金を寄付扱いした場合、助成元の大々的なPRが求められていないことなどを確認しました。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	寄付者名簿には、書式例に従って事業年度ごとに全ての寄付者の「氏名、住所、受領日、金額」が入っています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	個人寄付者の場合、住所は寄付者個人の住所で、勤務先や所属団体の住所とはなっていません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	寄付者名簿は現金主義で作成していますか? 受領日は、実際に団体に入金した着金日となっています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※特にクレジットカード決済や未収会費などに注意が必要です。
10	寄付扱いした会費や助成金などは寄付者名簿にも記載されています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	寄付者名簿には行政からの補助金や正会員会費 (一部例外除く) などは混じっていません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12	1000円未満の少額寄付金や氏名住所の分からない匿名寄付金も、まとめて寄付者名簿に記載されています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13	受入寄附金総額 (第1表・第4表) と寄付者名簿の2年度分合計金額は一致しています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

■ 相対値基準（原則型）

○ △ × ?

14	相対値基準の計算式を理解し、自団体の使う計算式を選択できています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	実績判定期間2年度分の合算活動（収支）計算書は作成してあります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	分母から差し引く「国等からの補助金・委託事業費」などの金額は集計しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	上位10位の大口寄付者について、基準限度超過額を計算し合計金額を算出しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	分子・分母から差し引く少額・匿名寄付金の金額は集計しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	分子に算入できる社員（正会員）会費を計算しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	以上の金額を計算して、寄付金等収入金額÷経常収入金額が20%を超えています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 絶対値基準

○ △ × ?

21	実績判定期間において、年3000円以上の寄付者が年平均100人以上いますか？ 同一生計者は合算し、「役員と役員の同一生計者」をカウントから除外した上で、100人を超えています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	--	-------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

■ 条例個別指定（寄付者カウント・寄付者名簿は不要）

○ △ × ?

22	事務所のある自治体から個人住民税の寄付金税額控除対象団体として、条例で個別指定を受けています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	---	-------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

認定基準 2 共益的な活動がメインでないこと

役員や正会員限定の活動が多いとクリアが難しくなります。

○ △ × ?

23	<p>実績判定期間中において、以下の事業費の合計は、全体の事業費の50%未満です。</p> <p>(1) 参加対象を「役職員」や「正会員（総会議決権有り）」に限定した事業にかかった費用</p> <p>(2) 会員同士の交流会や情報交換会などの事業にかかった費用</p> <p>(3) 特定の範囲の者（特定の会社や非常に狭い地域など）を対象とした事業にかかった費用</p> <p>(4) 特定の著作物や特定の者に関する事業にかかった費用</p> <p>(5) 特定の者に反対するような活動にかかった費用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	--	-------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

認定基準 3 組織運営等が適正であること

ここでは特に、役員構成の「特定法人関係者」に注意しましょう。

■ 役員構成等

○ △ × ?

24	実績判定期間から現在まで、役員の親族関係者（事実婚等含む）は3分の1以下です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	<p>特定法人の関係者で役員が構成されていませんか？実績判定期間から現在まで、役員の中で、他の同一法人の役員や従業員が占める割合は3分の1以下です。</p> <p>※該当する期間中の各役員について、他法人での就任役職を調査しておきます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	社員（正会員）の表決権は平等であると、定款に明記されています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 会計体制

○ △ × ?

27	公認会計士か監査法人の監査を受けていて、監査証明書があります。 または、以下のような、青色申告法人と同等の記帳(複式簿記)・帳簿保存をしています。 (1) 仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、棚卸表などの帳簿はあります。 (2) 記帳は正しく行い、各帳簿は7年間以上保存しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	領収書や請求書など会計証憑書類は保管してあります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	補助金・助成金や委託事業等の契約書・通知書等も保管してあります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	各計算書類間の正味財産金額や、活動計算書と事業報告書の事業費などは一致しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	理事長の私的費用を肩代わりするなどNPO法人の活動に関係のない支出はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	会計・経理担当者が交代している場合、きちんと引き継ぎを受けています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

現場の活動が忙しいと、つつい会計は後回しになりがち。でも、認定取得の土台となるのは、日々の『会計・経理』だよ。しっかりやろう!



認定基準 4 事業活動について一定の基準を満たしていること

この基準では、「特別の利益」に注意が必要です。役員との取引が多い場合は気を付けましょう。

■ 政治・宗教活動等

○ △ × ?

33	特定の宗教の布教活動をしたり、宗教上の儀式を行ったりしていません。 ※役員に特定の宗教関係者がいたり、宗教的精神・背景に基づいて活動することは問題ありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	政治上の主義(○○主義)に関して、推進したり反対する活動を行っていません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	選挙活動をしていませんか?特定の政治家の選挙ポスターを事務所に掲示したり、団体のホームページやツイッター等で推薦するなどの選挙活動をしていません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	営利・宗教・政治関係者に寄付していませんか? 実績判定期間から現在までに、寄付金を支出している場合、営利を目的とした事業を行う者(株式会社や個人事業主など)や政治・宗教団体、政治家には支出していません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 特別利益供与

○ △ × ?

37	(NPO法上の)役員報酬を払っていますか? 役員報酬がある場合、人数は全体の3分の1以下で、他団体と比較して妥当な金額です。 ※NPO法上の役員報酬とは、理事や監事という「地位」に対して支払われる報酬のことです。役員に対する「給与(労働の対価)」は含みません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	役員との取引(売買や委託、講師依頼等)はありますか?取引がある場合、役員側が不当に有利な条件などにはなっておらず、市場価格等と比較しても妥当な取引内容です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	NPO法人が、代表者が経営する別会社や代表者個人と取引したこと(利益相反取引)はありますか?ある場合、内容は妥当であり、理事会議決などの手続きも適正です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	役員やその親族、その他職員への給与の支払いは、就業規則や賃金規程などに基づく妥当な金額です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41	役員の親族や職員、会員、寄付者などとの取引はありますか?ある場合、物品を職員から相場より著しく高く買ったり、NPO法人の土地を会員に無償譲渡するなど、特別な利益を供与してはしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

80%基準・70%基準

○ △ × ?

42	「その他の事業」がメインになっていませんか? 定款上に「その他の事業」がある場合、実績判定期間中の「特定非営利活動事業費」は総事業費の80%以上あります。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
43	受け入れた寄付金を本来事業で使っていますか? 実績判定期間中の受入寄附金総額のうち、特定非営利活動の「事業費」に充てた金額は70%以上あります。 ※長年にわたる積み立てが必要な団体や一度に巨額の寄付を受け入れた団体は「特定資産」を活用することで、70%基準をクリアできます。詳しくはP.17をご覧ください。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

認定基準 5 情報公開が適正であること / 認定基準 6 事業報告書等を所轄庁へ提出していること

ここでは、なんと言っても「事業報告書等」の期限厳守がポイントです。

○ △ × ?

44	認定NPO法人に求められる幅広い情報公開を行うことに同意できます。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
45	事業報告書等の提出期限を守っていますか? 事業報告書や活動(収支)計算書等の報告書類は、事業年度終了後3か月以内に所轄庁へ提出し、受理されています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
46	事業報告と会計に齟齬はないですか? 事業報告書の内容と活動計算書等の内容は合致しています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
47	役員名簿や社員(正会員)名簿の内容は、正しく実態を記載しています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
48	定款や事業報告書、役員名簿等の備え置き書類は全ての事務所に置かれています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
49	役員報酬規程や給与(賃金)規程はありますか? ない場合、認定・仮認定取得までに整備できます。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

認定基準 7 法令違反等がないこと

NPO法と関連法令、そして自団体の定款の遵守が大事です。登記を忘れがちなので、注意して下さい。

NPO法・登記関係

○ △ × ?

50	社員(正会員)の入退会や会費納入などは定款に沿っています。また、有効な正会員は10名以上います。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
51	定款上の会員種別とパンフレット・ホームページ等で紹介している会員種別は一致しています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
52	役員はNPO法や定款に従って、定められた会議や方法で適正に選任されています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
53	役員変更届はきちんと提出していますか? 役員の新任・再任・辞任・住所変更・役職変更等の際には、所轄庁へ届け出ています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
54	定款に則って理事会や総会が開催されていますか? 理事会・総会の招集通知や議案書、委任状、議事録などは適正であり、理事会と総会の権限を守っています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
55	監事が職員として働いていませんか? 監事は職員を兼ねていません。 ※理事は職員を兼ねることができますが、監事は職員・理事を兼ねることができません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
56	以下のような登記手続きはきちんと完了しています。 (1) 主たる事務所の移転や従たる事務所の設置・廃止 (2) 目的・特定非営利活動の種類・事業の種類の変更 (3) 理事の変更登記(現在は代表理事等のみ) (4) 資産の総額の変更登記(多くの団体が忘れてる) (5) 2012年10月1日が期限だった理事の代表権喪失登記 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
57	名称変更や目的・事業種類の変更などの変更登記が完了した後は、所轄庁に登記完了届を提出しています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

「資産の総額の変更登記」とは?

NPO法人が毎年、事業年度末日における正味財産の額(各年の財産目録に記載あり)を登記することです。義務の一つですので、必ずやりましょう。

■ 税務・労務等



58	法人税法上の収益事業を行っている場合、法人税の申告・納税を行っています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
59	法人住民税（都道府県・市町村）は納めていますか？ 法人設立時に自治体へ事務所開設届等を提出し、必要に応じて減免申請もきちんと行っています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
60	消費税の課税対象となる事業者ですか？ その場合、消費税をきちんと納税しています。 ※消費税はNPO法人であっても課税対象取引が1000万円を超えれば、申告・納税が必要です。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
61	有給職員はいますか？ いる場合、源泉徴収を行い、源泉所得税を納付しています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
62	その他、該当する場合は固定資産税や自動車税などを適正に納税しています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
63	有給職員がいる場合、最低賃金を守り、労働保険への加入も行っています。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
64	その他、事業活動に関する業法・法規制に違反したり、行政処分を受けたことはありません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

欠格事由

最後に欠格事由のチェックです。ここでは「納税証明書」が鍵となります。



	役員に以下のいずれかに該当する者はいません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
65	(1) 認定・仮認定を取り消された法人の理事で、取消原因日から5年を経過していない者 (2) 禁固以上の刑を受け、執行が終わってから5年を経過していない者 (3) NPO法等の法令違反による罰金刑に処せられて5年を経過していない者 (4) 暴力団関係者	
66	5年以内に認定・仮認定を取り消されたことはありません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
67	現在、国税・地方税の滞納処分を受けていません。また、滞納処分から3年以内でもありません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
68	上記の滞納処分に関する納税証明書を、① 国税（税務署）、② 都道府県（県税事務所）、③ 市町村（税務課など）の3ヶ所（23区内は2ヶ所）から取得できます。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
69	3年以内に国税・地方税の重加算税・重加算金を課されたことはありません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
70	暴力団関係の団体ではありません。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



セルフチェックの結果はいかがでしたか？

×や？の付いた項目は改善や確認を進めましょう！

認定審査は総合的な判断で行われていますので、満たしていない項目がある場合でも、ぜひ所轄庁に相談してみてください。

会員制度を工夫しよう

環境分野のNPO法人では、会員制度が複雑で、会員特典がある団体も多くあります。認定取得を目指す上で、会員制度の設計は重要なポイント。今こそ自団体の会員制度を見直してみましょう。

■ PSTにおける会費の取扱い

PSTでは、「寄付金収入」という名称の収入だけが寄付として扱われるわけではありません。例えば、助成財団からの「助成金」や、見返りのない「賛助会費」も寄付として扱えます。

☞ 本パンフレット P.5
認定基準 1-(1),(2)

【PSTで寄付として扱える条件】

- ① 支出する側に任意性がある …… 寄付金（物品）を出す寄付者自身が、出すか出さないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができる。
- ② 直接の反対給付がない …… 寄付者が、支出した寄付金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービス等を受け取らないこと。お礼状や活動報告、無料の会報等、商業的に一般に売買されていないようなものは、反対給付に当たらない。

PSTでは「任意性があること」「反対給付がないこと」の2点を満たせば寄付として扱えるため、会費がPST上の寄付になる場合も少なくありません。会員の種類と会費の性格を整理してみましょう。

【PSTで寄付として扱える会費】

会員の種類	寄付として扱えるか？
NPO法人の総会での議決権を持つ 会員（NPO法上の社員） （名称例）正会員・運営会員・普通会員 …等	1口分は不可、2口以上は可能性あり 基本的に正会員の会費は、議決権の対価とみなされ、寄付扱いはされない。ただし、正会員費口数と議決権票数に比例関係がない場合（何口でも議決権は1人1票）は、2口以上分は寄付扱いが可能になる。
NPO法人から継続的にサービスや 物品の提供を受ける会員 （名称例）利用会員・購読会員・クラブ会員・ 活動会員 …等	原則なし 利用会員等の会費は物品やサービスの対価になるので、原則、寄付扱いはない。
実質的には定期的な寄付者に近い会員 （名称例）賛助会員・支援会員・準会員・ サポーター会員・ マンスリーサポーター …等	原則なし、見返りがなければ可能性高い 市場で売買されるような対価性のある見返りがあれば、寄付扱いは不可。



1年間の寄付者は100人に満たないが、「サポート会員」等の会員制度があると…？

絶対値基準は満たせない

（例）活動メンバーや支援者等を中心に年5,000円の会費を年間150人から受けていた。毎月会報を送付するのみで、総会での議決権やイベントの割引等の特典はなし。

PSTで寄付として扱えるので、絶対値基準を満たす

サポート会費だけで
PSTがクリアできそう！



積立金の手続きに注意しよう

集めた寄付金を貯めておく必要がある場合や、遺贈や相続財産の大口寄付をコツコツ使いたい場合は、「特定資産」を活用しましょう。

■ 積立金があると認定になれない？

環境分野のNPO法人では、貴重な自然の取得・保全（ナショナルトラスト活動）や活動拠点・車両機材の購入など一定規模の資金が必要となることも多く、寄付金を集めながら、長期積立を行う団体も少なくありません。しかし、何年にもわたって積み立てていると、認定基準④-(5)「受け入れ寄付金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること(※)」を、満たせなくなってしまいます。

これをクリアするために、「特定資産」というしくみができました。

☞ 本パンフレット P.5
認定基準 ④-(5)

※ 「70%基準」

■ 特定資産の使い方

例えば、1年間に集まった寄付金100万円のうち、50万円を〈〇〇湿地の買取〉として積み立てたい場合…



寄付金の半分を積み立てたら、「70%基準」を満たせない？

「特定資産」のしくみを活用すれば、認定審査の際に、「使用した寄付金」として扱える！

【例】年間の寄付金額の合計（100万円）

今事業年度中に
実際に使用（50万円）

〇〇湿地の買取のために
積み立て（50万円）

「70%基準」で使用しなければならない金額（70万円）

「特定資産」にするための手続き例

- ① 理事会や総会で、「将来の特定の費用、支出や資産の取得のために積み立てている金額であること」、「目的外取り崩しの禁止」を決定する。
- ② 積み立てた寄付を「特定資産」として貸借対照表に計上する。
(例：〇〇湿地取得基金特定資産)
- ③ 認定審査の際に、特定非営利活動事業費に含めることができる。

【内閣府「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」P.273（問48）より】

積立金の使用目的（その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

認定NPO法人になったら

■ 書類の作成・提出および備え置き、情報公開等の義務

書類の作成および備え置き、情報公開の義務があります。役員報酬または職員給与に関する規程等を作成し、事業年度終了後3か月以内に所轄庁に提出する必要があります。また、事務所に備え置き、閲覧請求があったときにはこれに応じなければなりません。

 本パンフレット P.6

認定基準 5

〈主な公開書類〉*詳しくは、所轄庁にお問い合わせ下さい。

- 前事業年度の役員報酬・職員給与に関する規程
- 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 取引金額の上位1位から5位までの取引について
- 役員等との取引について
- 役員等のうち前事業年度における寄付金の合計額が20万円以上となる寄付者の氏名・寄付金額、受領年月日
- 給与を得た職員の総数・給与の総額に関する事項
- 支出した寄付金額・相手先・支出年月日
- 200万円※以下の海外への送金または金銭の持出しを行った場合の金額・使途と実施日
(※1回あたりの送金額。200万円を超える場合は、送金または持ち出し前に所轄庁に報告しなければなりません。)
- 認定基準に適合していることを示すチェック表

■ 寄付者への領収書発行

寄付者が寄付金控除を受けるために、以下の項目を領収書に記載することが必要です。

 税額控除については、本パンフレットP.3参照

〈必要な記載事項〉

- 認定NPO法人の名称、所在地
- 所轄庁からの認定通知書に記載された番号、認定年月日
- どのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄付金であるかの記載
- 寄付金を受領した旨、受領した寄付金の額および受領年月日
- 寄付者の氏名、住所

なお、寄付者が個人住民税の寄付金控除だけを受ける場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行います。その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせ下さい。

■ 寄付者名簿の作成・保存

寄付者の氏名・住所・寄付金額・受領年月日を記した寄付者名簿を作成し、5年間保存します。

認定取得のステップ

① 詳しい情報を入手する

まずは、所轄庁への問い合わせや、シーズのWebサイト (<http://www.npoweb.jp/>) にアクセスして情報を入手しましょう。

② 基準の確認と対策を行う

PST以外の基準を満たしていれば仮認定に申請することができます。「寄付をすぐ集めるのはむずかしそう」という団体は、仮認定を検討してみましょう。

③ 申請書類を作成する

認定の基準を満たすように、申請書類を作成します。所轄庁から、手引きや様式例を入手しましょう。

お問い合わせ先は、内閣府ホームページ「所轄庁一覧」をご覧ください。

▶▶ <https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho/index.html>



④ 申請書類を所轄庁に提出

ある程度申請書類が書けたら、所轄庁に事前相談に行きましょう。全て正しく記入できたら、所轄庁が申請書類を受理します。

⑤ 実地調査を受ける

認定の審査では、書類の他に実地調査も行われます。事務所訪問で活動内容や帳簿について確認されます。

⑥ 認定を取得したら…

- (1) 寄付者に認定取得を報告しましょう。
- (2) 寄付者に領収書を発行しましょう。
- (3) 情報公開に必要な書類を作成しましょう。

*認定NPO法人は、NPO法人に比べて情報公開がより強化されています



発行協力：三井物産環境基金

発行日：2013年9月25日

発行者：NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

〒102-0075 東京都千代田区三番町24-25 三番町TYプラザ5F

TEL: 03-3221-7151 / FAX: 03-3221-7152 / E-mail: npoweb@abelia.ocn.ne.jp

<http://www.npoweb.jp/>  @NPOWEB



シーズ・市民活動を支える制度をつくる会は、1998年の市民・議員立法によるNPO法制定にはじまり、認定NPO法人制度の創設、さらにはNPO法人会計基準の策定や、日本ファンドレイジング協会の設立等、一貫して市民活動を支える制度づくりに取り組んできた組織です。